

○漁業法に基づく指示事項

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示7第2号

沖縄海区におけるスジアラ類及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年3月25日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 上 原 亀 一

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「スジアラ類」とは、ハタ科スジアラ属のスジアラ、コクハンアラ及びオオアオノメアラをいう。
- (2) 「シロクラベラ」とは、ベラ科イラ属のシロクラベラをいう。

（指示の内容）

第2 沖縄海区において、全長40センチメートル未満のスジアラ類及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。

（所持及び販売の禁止）

第3 第2の規定に違反して採捕したスジアラ類若しくはシロクラベラ又はこれらの製品は、所持し、又は販売してはならない。

（指示の有効期間）

第4 この指示の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。